

第2章 全体構想

- 2.1 まちづくりの基本理念と目標
- 2.2 将来人口・世帯数
- 2.3 将来の都市構造
- 2.4 部門別の方針

第2章 全体構想

本章では、町全体の目指すべき将来都市像とそれを構成している土地利用、都市施設、自然環境や都市環境などについて、町全体のまちづくりを推進するための指針として全体構想を定めます。

2.1. まちづくりの基本理念と目標

2.1.1 まちづくりの基本理念

町の現状分析やアンケート調査結果などをみると、日出町は、優れた住環境や、風光明媚な自然景観を有する「まち」であり、快適に暮せる「まち」として認識されていますが、その一方で、高齢化の進行や自治体財政の合理化などの社会情勢の変化を背景にして、脆弱な生活道路や、バリアフリー対策など身近な暮らしへの満足度が高いとは言えません。

また、町の方向性を示した第5次日出町総合計画基本構想においても、今後のまちづくりには、「安心な暮らしづくり」と「まちの活力づくり」を町民・行政が一体となって進めるとともに、「自然環境と都市的機能の融合」が重要であるとし、「『住むことに喜びを感じるまち』～安心して暮らせて活力が実感できるまちづくり～」をまちの将来像に掲げています。

このことを踏まえ、町民からは「日出町に住んでよかった」、町外からは「住むなら日出町」といった誰もが住みたいと思えるような魅力にあふれた「まち」を構築するため、まちづくりの基本理念を次のとおり、設定します。

魅力あふれる生活都市の構築

2.1.2 まちづくりの目標

まちづくりの基本理念に基づき、「利便性」、「安全性」、「快適性」、「にぎわい(活性化)」といった視点により、4つのまちづくりの目標を設定します。

目標 I 利便性の高い住み良さと安心できる暮らしのあるまち

既集積された生活機能を有効に活用し、持続的にみんなが住み良い都市構造・都市基盤の形成を推進するとともに、良好な都市機能の維持・改善を行い、コンパクトで安心して住めるまちづくりを目指します。

[まちづくりのシナリオ]

- 駅、公園、公共施設、店舗等が揃い、人が集まり交流し賑わいがある。
- 町内外が利用しやすい交通ネットワークで結ばれ、経済的、文化的にも結ばれている。
- 誰もが安心して移動できる空間及び手段が整っている。
- 災害時の避難などが円滑に行え、避難所等の地域防災拠点が整っている。

目標 II 別府湾をはじめとする豊かな自然と共存し、環境にやさしい美しいまち

別府湾をはじめとした大自然の眺望や営農環境等に悪影響をもたらすような無秩序な開発を未然に防ぎ、豊かな自然環境や田園環境の保全に努めるとともに、これら町の財産とも言える海や山などの自然環境や景観を活用しながら、自然環境と都市的機能とがとけあった環境にやさしい美しいまちづくりを目指します。

[まちづくりのシナリオ]

- 美しい山並みや海岸の景観が守られている。
- 海沿いでは、美しい海岸線を楽しめる遊歩道などが整備されている。
- 都市公園などの身近な公共空間でのレクリエーションが活発になっている。
- 宅地は整然とまとまって立地している。

目標 III 内外からの様々な人々と交流・ふれあいのあるまち

地域毎の生活拠点における諸機能および社会基盤の充実により、暮らしやすい地域を形成するとともに、歴史・文化・景観といった既存の資源を活かした「誘いの空間」や「交流の空間」の形成を図り、人々が自然と集まり交わることのできるまちづくりを目指します。

[まちづくりのシナリオ]

- 日出城址周辺の歴史的なまち並みの面影を保全、形成されている。
- 地域に根付いた歴史・文化のすばらしさが発信され、地域の魅力が増幅している。
- コミュニティが充実した生活拠点が形成され、生活拠点間が安全にネットワークされている。
- 公共施設が効率的に整備され、主要施設が結ばれている。

目標 IV 賑わいと産業の活力のあるまち

都市機能が集積している中心市街地の立地可能性を活かし、市街地の活性化を図りながら、まち全体の活性化につなげるとともに、効率的で秩序ある土地利用に向けた適正な規制誘導による産業集積等を図り、活力とにぎわいのあるまちづくりを目指します。

[まちづくりのシナリオ]

- 工場等は、生活や農業に悪影響を与えない場所に立地している。
- 優良な農地と田園居住環境が保たれている。
- 中心市街地や国道沿線には商業施設が集積し、活発な購買行動や人の往来が見られる。
- 新市街地では、居住環境が整い、活発な購買行動や人の往来がみられる。

2.2 将来人口・世帯数

人口規模によって都市の大きさや土地利用の配分がある程度決まってくることから、人口は、都市計画の指標として最も大きな要因とされます。

そのため、日出町のまちづくりを考える上で将来人口を推計し、把握しておくことは非常に重要となります。

そこで、本計画では、平成 27 年を推計基準年度とし、目標年度(令和 10 年)における日出町域の人口及び世帯数を推計します。

なお、目標年度とは別に参考値として、令和 20 年の人口を推計します。

2.2.1 将来人口及び将来世帯数

1) 将来人口及び将来世帯数

行政区域全体の人口推計にあたっては、上位計画である第 5 次日出町総合計画との整合を図るために、推計年度間の傾向を用いて、目標年度の 2028(令和 10)年は、27,672 人と設定します。

日出町では、2010(平成 22)年までは、人口増加傾向にありましたが、2015(平成 27)年には、減少に転じており、将来にもこのような傾向が継続されると推測されます。

日出町将来世帯数は、国勢調査結果をもとに、世帯当り人口の^{すうせい}趨勢を推計し、将来世帯数としました。その結果により、目標年度の 2028(令和 10)年で、11,249 世帯と設定します。

表 2.2.1 人口及び世帯数の見通し

| | 2015(平成 27)年 実績値 | 2025(令和 7)年 総合計画設定 | 2028(令和 10)年 目標年度 | 2038(令和 20)年 参考値 |
|---------|---------------------|-----------------------|----------------------|---------------------|
| 人口の見通し | 28,058 人 | 27,765 人 | 27,672 人 | 27,343 人 |
| 世帯数の見通し | 10,855 世帯 | — | 11,249 世帯 | 11,441 世帯 |

※2015(平成 27)年は国勢調査結果

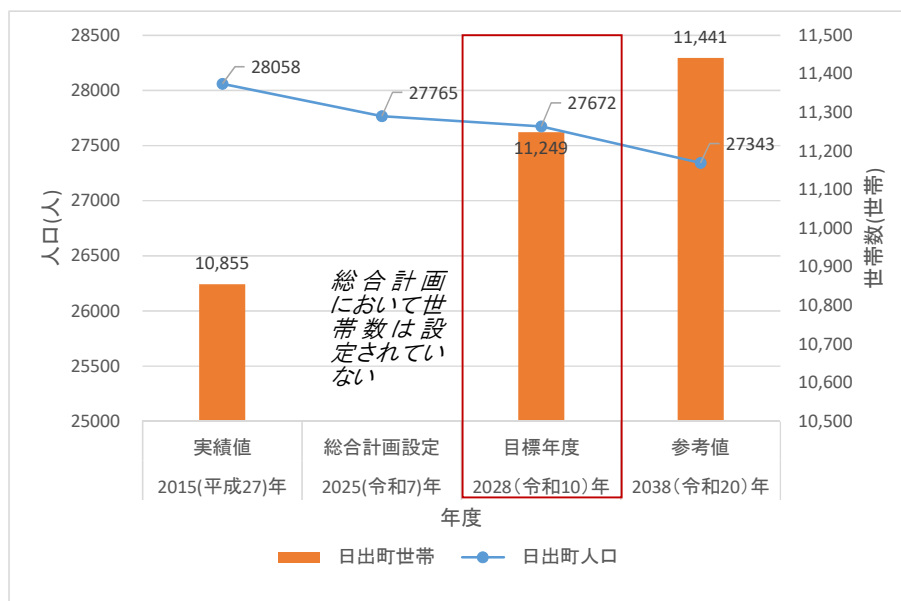


図 2.2.1 人口及び世帯数の見通し

2) 年齢別将来人口

年齢別将来人口の推計にあたっては、上位計画である第5次日出町総合計画と整合を図るため、「年齢3区分別人口割合の推計」で設定されている構成比をもとに、推計年度間の傾向を用いて、目標年度の2028(令和10)年を下表のように設定します。

表 2.2.2 年齢別人口(3区分)の見通し

| | 2015(平成27)年 実績値 | 2025年(令和7)年 総合計画設定 | 2028(令和10)年 目標年度 | 2038(令和20)年 参考値 |
|--------|--------------------|-----------------------|---------------------|--------------------|
| 日出町全体 | 28,058人 | 27,765人 | 27,672人 | 27,343人 |
| 0～14歳 | 3,984人 | 3,887人 | 3,974人 | 4,315人 |
| 15～64歳 | 16,021人 | 15,382人 | 15,247人 | 14,574人 |
| 65歳以上 | 8,053人 | 8,496人 | 8,451人 | 8,454人 |

※2015(平成27)年の日出町全体は国勢調査結果とし、各年齢区分は構成比により割戻し

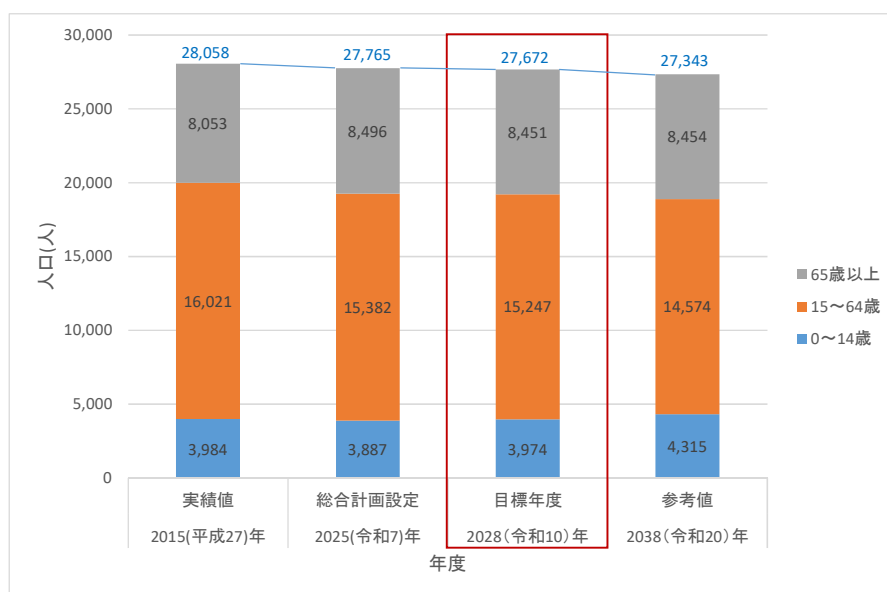


図 2.2.2 年齢区分別人口の見通し

2.2.2 産業別将来人口

第5次日出町総合計画において、平成32年の産業分類別人口の目標値が定められており、その目標値も含めた人口^{すうせい}趨勢により、目標年度の2028(令和10)年における産業別将来人口を10,477人と設定します。

表 2.2.3 産業別人口の見通し

| | 2016(平成28)年 実績値 ^{※1} | 2020(令和2)年 総合計画設定 ^{※2} | 2028(令和10)年 目標年度 | 2038(令和20)年 参考値 |
|-------|----------------------------------|------------------------------------|---------------------|--------------------|
| 日出町全体 | 8,865 人 | 10,000 人 | 10,477 人 | 11,194 人 |
| 第1次産業 | 167 人 | 165 人 | 176 人 | 194 人 |
| 第2次産業 | 2,335 人 | 2,900 人 | 2,903 人 | 2,947 人 |
| 第3次産業 | 6,363 人 | 6,935 人 | 7,398 人 | 8,053 人 |

※2016(平成28)年は経済センサス基礎調査結果

※2020(令和2)年の第二次産業従業員者数の目標値には、2012(平成24)年の大型工場の撤退による影響を回避するため、500人加算し推計

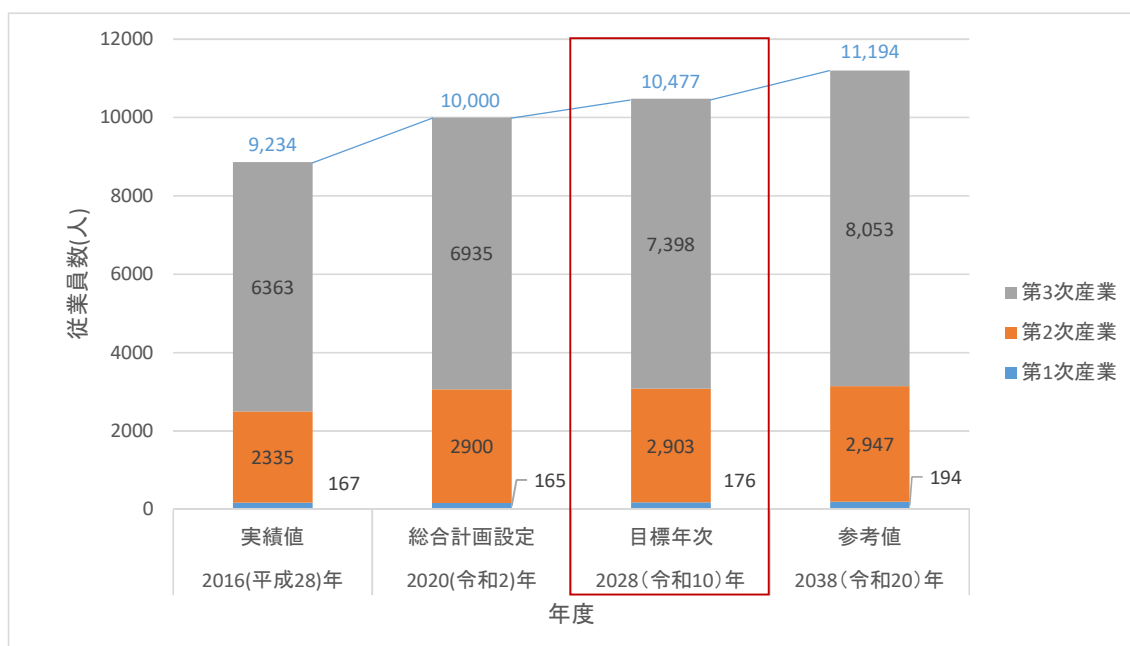


図 2.2.3 産業別人口の見通し

2.3. 将来の都市構造

将来都市構造とは、「多極が連携した都市構造」を具体化する骨格と機能配置のあり方を示したものであり、今後の都市づくりを展開していくための基本的な枠組みとなるものです。本町の将来都市構造は、市民の日常生活を維持し、多様な活動を支える「拠点」、広域的で多様な交流を支える「軸」、市街地・集落地と自然環境の共存を支える「ゾーン」の3つの要素で構成します。

本町の将来都市構造は、長期的な高齢化の進行等を念頭に置き、将来にわたって誰もが住みたいと思う、便利な都市機能が集約され、ネットワークされた「集約型都市構造」を目指します。

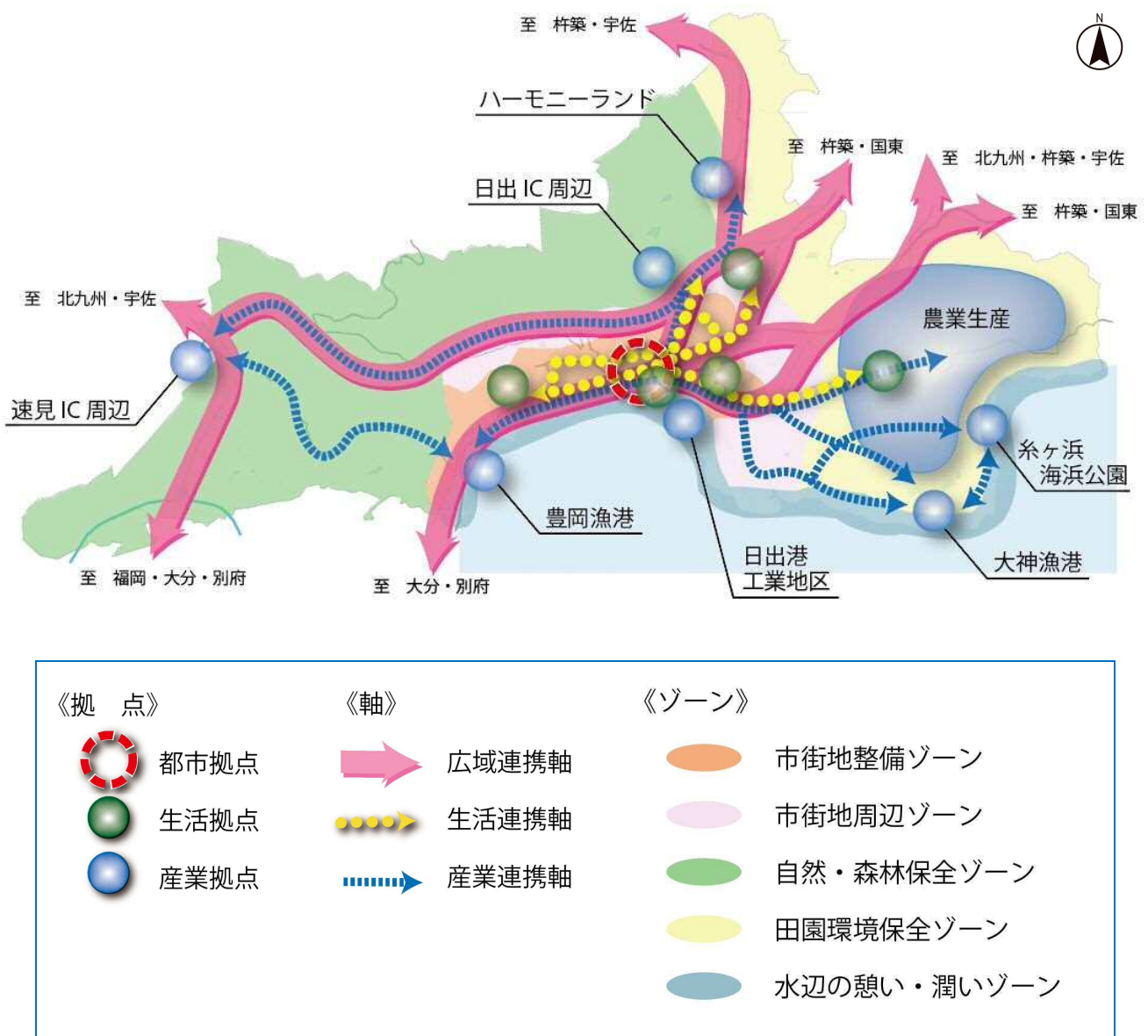


図 2.3.1 都市構造図

2.3.1 構成する拠点

多種多様な都市活動を支え、町民の生活に密着した機能の維持、集積を図り、また、それぞれの役割に応じた都市機能の誘導を図るために、「都市拠点」、「生活拠点」、「産業拠点」の3つの拠点を設定します。

①都市拠点

行政機関や商業施設、交通機能などが集積し、日出城址周辺では観光交流拠点としての整備が進められてきました。町域全体の日常生活や都市活動を支え、また、町外との広域的な連携、交流活動の中心的な地区及び周辺を「都市拠点」として位置づけます。

②生活拠点

地域の中心的集落において、海や川などの優れた自然環境、そして、豊かな田園景観を身近に触れながら生活できる居住環境を維持していくために、地区公民館などの公的な施設を中心とした地区及び周辺を「生活拠点」と位置づけます。

③産業拠点

日出町の産業を牽引する観光地のほかに、農業の生産環境を保全し、周辺土地利用と調和の取れた農村環境の形成を図るべき優良農地、漁業集落の維持を図りつつ、各拠点との連携がとれた利便性の向上を図るべき漁港、また就労確保や産業振興に寄与する企業や機能が集積、あるいは、その立地可能性が高く、今後の新たな産業振興集積が期待できるインターチェンジ周辺を「産業拠点」と位置づけます。

2.3.2 構成する軸

日出町の活力を高めるために、利便性の高い交通環境を活用して、人や物の移動や交流を活性化し、様々な機能や役割を有機的に連携する軸として、広域的に経済や観光・文化等の交流を促進する「広域連携軸」、町内の生活拠点を連絡、連携する「生活拠点軸」、各産業と町内消費者、来訪者の往来を促進する「産業連携軸」を設定します。

①広域連携軸

近隣市町との広域的な人や物などの移動や交流の活性化を図る軸として、東九州自動車道、大分自動車道、国道10号、国道213号、日出バイパス、大分空港道路及び各県道などといった広域幹線道路及びJR日豊本線を「広域連携軸」に位置づけます。

②生活連携軸

町民の日常生活面の利便性を高めるとともに、町民交流の活性化や安心・安全な暮らしを支える軸として、バス路線や生活幹線道路といった生活拠点を結ぶ路線を「生活連携軸」に位置づけます。

③産業連携軸

町内に点在する水産や農産物、観光、工業といった産業資源を結びつけ、人や物などの移動や交流の促進を図る軸として、各産業拠点を結ぶ路線を「産業連携軸」に位置づけます。

2.3.3 構成するゾーン

既に市街化した地域や集落などの都市的空間と優れた自然環境を有する自然的空間の棲み分けを行い、それぞれの空間が保有する機能を維持・共有・活用し、町全体の活力や魅力を高めるために、「市街地整備ゾーン」、「市街地周辺ゾーン」、「自然・森林保全ゾーン」、「田園環境保全ゾーン」、「水辺の憩い・潤いゾーン」の5つのゾーンを設定します。なお、各ゾーン別区分は、第5次日出町総合計画土地利用方針において、設定されているゾーン区分を参考に設定しています。

①市街地整備ゾーン

都市機能が集積している用途地域を中心とした既成市街地を、住環境及び都市施設の充実化を推進する「市街地整備ゾーン」に位置づけます。

②市街地周辺ゾーン

既成市街地縁辺部にあり、住宅地と農用地などの混在化する地区を、住環境の整備と農地の保全との調和を前提としながら適切な土地利用を推進する「市街地周辺ゾーン」に位置づけます。

③自然・森林保全ゾーン

市街地周辺にある豊かな森林環境が広がる地区を、その機能を維持・保全していくことを基本とし、緑地確保などの適正な施行の誘導を図る「自然・森林保全ゾーン」に位置づけます。

④田園環境保全ゾーン

優良農地の保全や産業基盤の整備に努めながら、観光農園やグリーンツーリズムといった新しい農業形態への転換を支援するとともに、生産者の高齢化や後継者不足などによる農用地の低・未利用地化対策を講じるなど、田園環境及び農産物の保全を図る「田園環境保全ゾーン」に位置づけます。

⑤水辺の憩い・潤いゾーン

日出町の貴重な地域資源である海岸線は、レクリエーションや健康づくりの場としての役割にとどまらず、観光振興など多様な可能性を持っている。海岸線の持つ自然環境や景観、人々に憩いと潤いを提供する場としての役割を十分考慮し、また、自然災害等の対策に配慮しつつ、その地域の特性や施策の必要性に応じた整備を行っていく「水辺の憩い・潤いゾーン」に位置づけます。

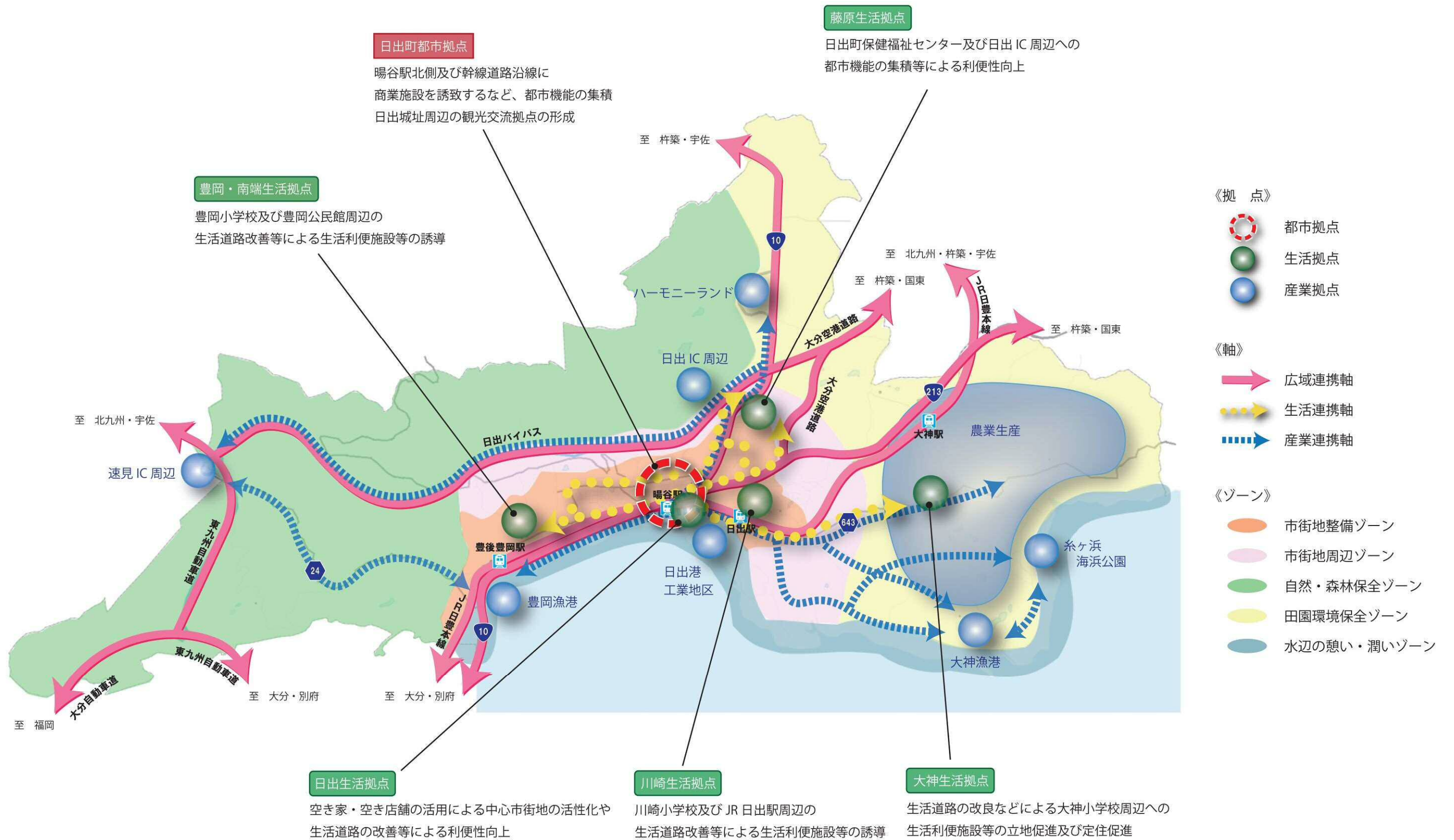


図 2.3.2 都市構造図

2.4. 部門別の方針

部門別の方針では、まちづくりの目標として設定した4つの目標に対応するため、町全体のまちづくりの方針を部門別に示します。

2.4.1 土地利用の方針

1) 基本的な考え方

日出町では、将来、高齢化の進行と人口の減少が予測されており、都市の拡大成長を前提としたまちづくりではなく、都市機能を集約したまちづくりが必要です。そこで、「日出町の顔」である幹線道路沿線や駅周辺などに集積している都市機能に適応した土地利用を図るとともに、良好な住環境の整備や、歴史的景観の保護、海、山、農地等自然保全など、地域特性に応じ、バランスのとれた土地利用を目指します。

2) 土地利用の方針

○用途地域内

用途地域内においては、現在の用途地域指定をはじめとする土地利用の規制・誘導の制限に基づいた適正な土地利用を促進します。また、土地利用の動向などを踏まえ、用途地域の変更や新たな土地利用の規制・誘導を検討し、これらによって、にぎわいや活力ある商業や観光、工業などの産業の充実と地域の特性を踏まえた生活環境の質の向上を目指します。

【住宅地】

中心市街地については、店舗や事務所等の併設や立地を許容する地域とし、また、歴史的まちなみが残る地域や計画的に開発された地域などでは、居住環境の保全を優先した住居系用途主体の土地利用誘導を促進します。

上記以外の住宅地については、一定の建物用途の混在を認める「一般住宅地」と位置づけ、既存の土地利用に配慮しつつ、良好な住環境を保持する住宅地の維持・形成に努めます。

【商業・工業地】

以前より都市機能が集積している暘谷駅周辺の既成市街地や都市軸である国道10号、国道213号等については、都市生活や都市活動のための中心的な役割や、広域的な商業機能としての役割を果たす地域であり、都市としての快適性や利便性を受け持つ沿道サービス施設などの維持・充実を促すなど都市機能の充実に努めます。

日出港周辺など、まとまった工場立地が見られる地域は、その生産環境を維持するとともに、用途の混在を解消するよう努めます。

【自然的土地利用地】

災害緩衝機能を有する農地や林地などは、その機能を踏まえながらも、隣接する市街地及びその周辺の土地利用状況や土地利用動向を勘案し、住宅地などの都市的土地利用への転換を促進します。



日出港周辺工場集積地

○用途地域外の都市計画区域

用途地域以外の都市計画区域では、一定の土地利用規制、誘導は可能なものの、計画的な土地利用形成への誘導等は不十分であるため、都市計画区域内で活用できる施策を検討し、田園景観の保全等を含め、より良い住環境の維持・形成や地域の活性化を目指します。

[住宅地]

市街地縁辺部や農地に囲まれた住宅地、既存集落については、無秩序な土地開発等を抑制し、周辺環境との調和を図りながら、生活基盤強化による周辺地域との連携の充実や地域のコミュニティの強化、利便性の向上など住環境の充実に努めます。

[商業・工業地]

既存の工業施設等が立地・集積する地区及び工業立地が期待できる日出インターチェンジ周辺においては、用途地域への編入や地区計画制度の導入などを検討することで、用途混在の回避や田園景観の保全など、適切な土地利用誘導に努めます。

また、商業施設等の立地潜在力の高い幹線道路沿線などでは、地域の活性化を目的に、沿道型サービス施設等の立地を認めるものの、周辺の住環境や農業生産環境などに十分配慮した適正な立地誘導に努めます。



日出インターチェンジ入口

[自然的土地利用地]

周辺環境との調和を図りながら、保全すべき区域と都市的土地利用を図る区域との区分に努めます。また、大神地区などのようなまとまった広がりをもつ良好な田園環境を形成している優良農地等については維持・保全を促進します。

○都市計画区域外

都市計画区域外は、他地域に比べ、土地利用の規制等が穏やかなため、無秩序な開発が起こりやすい地域です。そのため、新たな法整備を検討し、周辺環境を踏まえた、適正な土地利用を目指します。

[住宅地]

市街地縁辺部や農地に囲まれた住宅地、既存集落については、無秩序な土地開発等を抑制し、周辺環境との調和を図りながら、生活の利便性の向上を目指した基盤整備に努めます。

[商業・工業地]

原則として、開発を抑制する地域ですが、速見インターチェンジ周辺など、工業立地の可能性が高い地域などでは、準都市計画区域の指定や形態規制による制限等により、規制・誘導を図り、適正な土地利用形成に努めます。

[自然的土地利用地]

本区域の大部分を占める山林や農地は、生物多様性や水源涵養・治山等の多様で重要な機能を有していることから、宅地開発や太陽光発電施設整備など、無秩序な土地開発を抑制し、適正な管理・保全に努めます。

3)土地利用の規制・誘導の方針

○無秩序な市街化の防止

用途地域内及び用途地域縁辺部の農地については、無秩序な宅地化の恐れがあり、良好な都市環境形成の観点から保全も視野に入れつつ、都市計画法等を活用し、適切な市街化を促進します。なお、郊外部への市街地拡大の抑制にあたっては、立地適正化計画等を検討し、適正な土地利用の形成に努めます。

また、道路とのアクセスが不十分な農地も多いことから線的、面的の両面から都市基盤整備を推進し、利用しやすい宅地を創出することで無秩序な市街化の防止に努めます。

○建物用途の混在解消と周辺環境との調和

日出町内には工場などが多く散在し、建物用途の混在により住環境や工場などの生産環境として良好とはいえない箇所もあるため、建物用途の混在解消や周辺環境との調和に向けた取り組みが必要です。

このため、散在する工場などを集約するなど、建物用途の混在の解消に向け、住民や事業者等との調整を図りながら、集約先などについて検討します。また、地域の実情を踏まえた都市環境の充実や自然環境の保護など、きめ細かい建築規制を行うため、特別用途地区などの法制度の活用について検討します。

○戦略的な新たな市街地の形成

まちづくりの基本理念やまちづくりの目標に基づき、市街地の無秩序な拡散を抑えながらも、計画的に市街地の形成を図るべき区域においては、国や県などの関係機関との調整、住民等の意見を踏まえ、用途地域などの見直しについて検討します。

また、交通アクセス性が優れた日出町の地理的条件を活かし、町外からの新たな工場誘致や町内の住宅市街地にある工場の移転誘導を図るための計画的な市街地の形成について検討します。

○良好な住環境の形成

良好な住環境や都市景観の維持・形成を図るため、海、山、農地などの自然的環境の調和に配慮するとともに、住民等の意見を踏まえ、地区計画、特別用途地区、景観計画などによる規制・誘導方策の適用について検討します。

また、自然・歴史文化など地域の個性を活かしたまち並みの創出、地域コミュニティの充実、ユニバーサルデザイン社会への配慮など、誰もが住みつけたい住環境の形成に努めます。

2.4.2 交通体系の方針

1) 基本的な考え方

生活利便性の向上、産業振興及び交流機会の充実などを図るために、災害に強く、円滑な流動が可能となる機能的な交通ネットワークの形成を目指します。

また、急速な高齢化の進行などに配慮したユニバーサル社会に対応するため、道路の歩行空間の充実や公共交通ネットワークの充実を推進するほか、景観への配慮した施設整備の検討なども行い、安全で快適な交通環境の形成を目指します。

現在、都市計画道路として19路線を計画決定していますが、日出町全体の交通ネットワークを検証したうえで、必要に応じて未整備路線の見直しや廃止について検討し、効果的な整備を目指します。

2) 道路整備の方針

○広域連携軸の整備

日出バイパスや国道10号など、将来都市構造で広域連携軸に位置づけていますが、この路線は、本町と近隣市町等をつなぐ重要な路線で、広域的な都市活動を支える幹線路線として、通過交通を大量に処理できる規格の高い道路等です。

このため、各路線において、関係機関と連携しながら、円滑な広域流通や連続性を確保し、その機能強化に努めます。

なお、広域連携軸として、以下の路線を位置づけます。

- 東九州自動車道、大分自動車道
- 国道10号、213号
- 日出バイパス
- 大分空港道路
- JR日豊本線



国道10号(佐尾交差点)

○生活連携軸と生活道路の整備

地域拠点を結ぶ生活軸は、町民の日常生活圏と中心市街地及び生活拠点相互を結ぶ暮らしを支える重要な軸です。そのため、既存道路の改良や都市計画道路の見直しを推進し、利便性の向上や渋滞箇所の解消、安全な歩行空間の確保を図ります。

生活道路のうち、狭隘な幅員の道路では、地域住民の合意形成のもとに、隅切り整備や沿道の建物の建て替えに合わせた段階的な拡幅整備を促進するなど、安全で快適な通行環境の確保に努めます。

また、通学路や公共施設、日常の買い物など、歩行者の多い危険箇所を中心に歩道の設置を推進し、安全な歩行空間の確保に努めます。



豊岡小学校周辺道路

○観光回遊ネットワークの拡充・形成

町内には日出城址、ハーモニーパーク、糸ヶ浜海浜公園など、広域から観光客の来訪がみられる観光拠点がありますが、観光拠点を相互に巡る回遊の楽しみが不足しているといえます。

このため、既存道路の改良や都市計画道路の整備等を通じて町内の交通利便性を高めるとともに、徒歩や自転車による回遊の楽しみを開拓するため、町内の観光拠点を結ぶ産業連携軸として、その安全性を確保するなど、質的な向上に努めます。



遊歩道(城下公園)

○中心市街地及び周辺の道路ネットワークの整備

町民や観光客などの来訪者が多く利用する中心市街地内の道路では、歩道の未整備など、安全な道路空間が不足しています。

このため、現在、整備中である友田竹光線については、引き続き整備を推進します。また、堀竹光線及び須崎新田線については、線形の見直しなどを含めた検討を進めます。このほかの道路については、周辺の道路整備状況や土地活用の状況を踏まえ、計画の見直しや廃止を検討します。



都市計画道路

表 2.4.1 未整備の都市計画道路一覧

2018年3月末現在

| 種別 | 番号 | 名称 | 計画幅員 (m) | 計画延長 (m) | 都市計画決定状況 | | | 改良率 (%) |
|------|--------|--------|-------------|-------------|----------|-----------|---------|------------|
| | | | | | 当初決定 | 最終決定 | 最終告示 | |
| 幹線道路 | 3.4.3 | 須崎新田線 | 16 | 5,300 | S36.4.3 | H29.3.9 | 町告15号 | 51.3% |
| | 3.5.4 | 友田竹光線 | 12 | 1,450 | S36.4.3 | H29.3.9 | 町告15号 | — |
| | 3.4.5 | 万願寺神田線 | 16 | 2,850 | S36.4.3 | S58.9.6 | 県告1112号 | 58.1% |
| | 3.4.6 | 平深田線 | 16 | 2,680 | S48.9.11 | S53.10.24 | 県告1048号 | — |
| | 3.5.7 | 堀中町線 | 12 | 470 | S36.4.3 | S48.9.25 | 町告36号 | — |
| | 3.5.8 | 堀竹光線 | 8 | 810 | S36.4.3 | S48.9.25 | 町告36号 | — |
| | 3.5.9 | 小路二ノ丸線 | 12 | 310 | S36.4.3 | S48.9.25 | 町告36号 | 79.0% |
| | 3.6.12 | 暘谷駅南口線 | 9.5 | 130 | H25.8.12 | H25.8.12 | 町告61号 | 34.6% |

3) 公共交通機関等の整備の方針

○公共交通ネットワークの見直し

自家用車が便利であることや運行時間帯の理由から、日出町の公共交通利用はそれほど多くありませんが、今後、急速な高齢化の進行に伴い、鉄道やバスなどの公共交通の必要性は一層高まることが予想されます。

このため、既存公共交通の利便性向上や公共交通ネットワークの充実とともに、新たな公共交通サービスの導入について検討します。



図 2.4.1 バス路線図

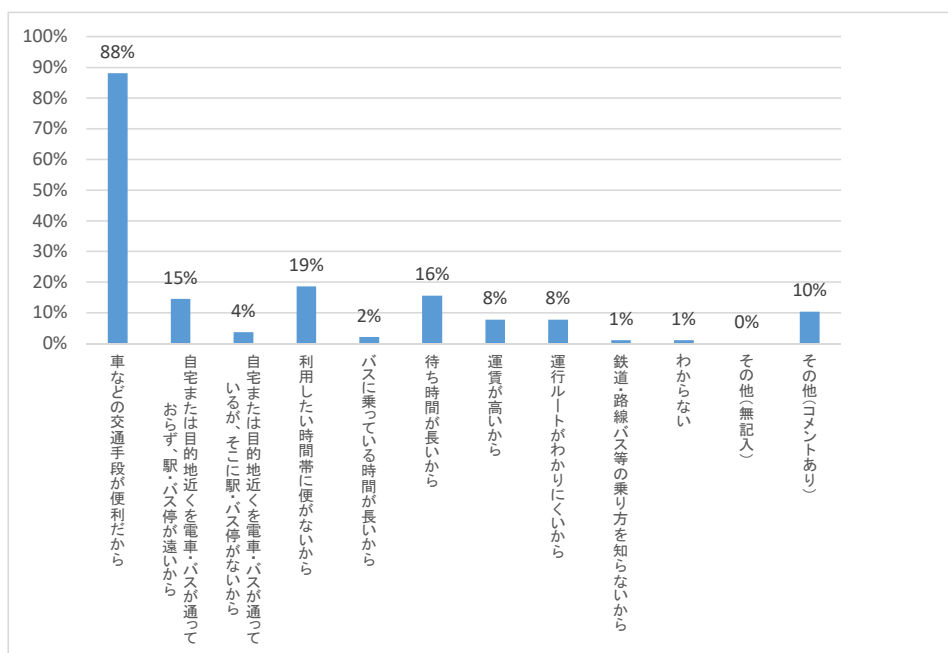


図 2.4.2 公共交通を利用しない理由

出典：公共交通に関するアンケート調査 (2017年9月調査)

2.4.3 公園・緑地整備・活用の方針

1) 基本的な考え方

公園などの公共空間は、町民のコミュニケーションやレクリエーションの場であり、子供の遊び場、高齢者の憩いの場、災害時の一時避難所などの機能を有し、重要な公共空地です。そのため、周辺の土地利用状況等を踏まえつつ、都市計画の見直しの検討を行うとともに、既存施設の適切な維持管理や新たな施設整備による機能充実を目指します。

2) 公園・緑地整備・活用の方針

○都市計画公園の整備

現在、整備が完了していない公園は、4箇所あり、そのうち、当面は豊岡公園(総合公園)の整備を推進します。

豊岡公園は、日出町西部の「緑」の拠点として、町民のだれもが楽しめるレクリエーション空間であり、自然に親しめる空間として、整備を推進するとともに、災害時の防災拠点機能を担う公園として、その整備を推進します。

その他の公園は、地域住民のニーズのほか、その機能や誘致圏域及び緑のネットワークなども考慮しながら、都市計画の見直しを検討します。

表 2.4.2 未整備の都市公園一覧

2018年3月末現在

| 種別 | 番号 | 名称 | 計画面積 (ha) | 都市計画決定状況 | | | 改良率 (%) |
|------|-------|--------|--------------|-----------|-----------|----------|------------|
| | | | | 当初決定 | 最終決定 | 最終告示 | |
| 街区公園 | 2.2.1 | 豊岡児童公園 | 0.22 | S51.9.27 | S51.9.27 | 町告 24号 | 77.3% |
| | 2.2.5 | 島山児童公園 | 0.33 | S57.11.13 | S57.11.13 | 町告 20号 | 93.3% |
| 地区公園 | 4.4.1 | 黒岩公園 | 4.22 | S47.6.6 | H7.12.19 | 県告 1154号 | 71.2% |
| 総合公園 | 5.4.2 | 豊岡公園 | 8.70 | H8.10.29 | H8.10.29 | 県告 943号 | — |

○地区の核となる身近な公共空間の形成

豊岡地区や日出地区以外のエリアでは、街区公園などの身近な公園が乏しい一方で、低・未利用地となっている私有地や寺社など、周辺住民に身近な空間がみられます。

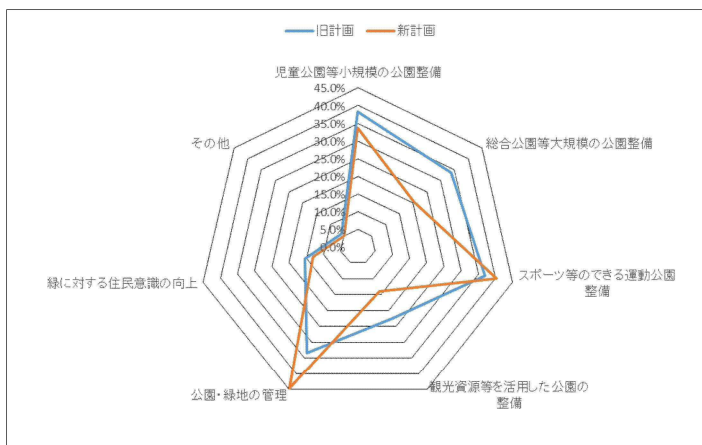
2016(平成28)年に日出町が作成した「中期財政収支の見通し」では、収支不足が続くことが予想され、今後、このような限られた財源の中で、街区公園等の新たな緑の空間を確保し続けるのは困難といえます。そのため、低・未利用地となっている私有地や寺社等に対して、土地の有効利用も踏まえながら、その地権者や事業者との協働を図り、地域住民の身近にある公共空間として活用することを検討します。



大神八幡神社

○公園施設の適切な維持管理

既存公園については、地域住民のニーズにあった公共空間の更新や計画的な施設の長寿命化を図るとともに、地域住民との協働の維持管理活動による地域コミュニティの形成を促進します。



公園や緑地の整備において力を入れるべき点について住民の意向を確認してみると、「維持・管理」が重要としています。また、前回調査時に比べてもその傾向が強くなっています。

旧計画：H20年3月策定の日出町都市計画マスタープラン時の調査
 新計画：H30年9月調査

図 2.4.3 公園等の整備において力を入れるべき点

○適切なコントロールによる周辺自然環境の保全

山林などの豊かな自然環境を有するエリアの大部分は、都市計画区域の指定がないため、他地域に比較して開発行為が容易であることから、速見インターチェンジ付近では、小規模な開発が行われている箇所もみられるなど、貴重な自然環境が失われやすい状態にあります。

そのため、都市計画区域の無指定区域では、準都市計画区域の指定や形態規制による制限等、土地利用の整序及び環境の保全が必要なエリアの明確化など、開発の抑制・誘導を図るための手法を検討します。

2.4.4 その他の都市施設整備の方針

1) 基本的な考え方

地域資源である海、山、農地などの自然的環境を保全するために、生活排水や産業排水への適切な処理対策を図るとともに、宅地開発や工場の立地など、都市的土地利用の進展を踏まえた適正な排水処理対策を目指します。

2) その他の都市施設整備の方針

○郊外部における排水処理の適正化

日出町では、774haの公共下水道が計画され、そのうち、474ha(2019(平成31)年3月末現在)が供用されていますが、中心市街地に比べて、郊外部では未整備区域があります。

このため、公共下水道整備計画を見直し、未供用区域における合併処理浄化槽への更新に努めます。



日出町浄化センター

表 2.4.3 雨水・污水排水区の概要

| 種別 | 污水処理区名 | 排水区域(ha) | | 都市計画決定 | 事業着手 | 供用開始 |
|----|--------|----------|------|----------|---------|---------|
| | | 計画 | 事業認可 | | | |
| 公共 | 日出 | 774 | 709 | S52.2.21 | S52.3.8 | S61.4.1 |

○産業用地の集約配置による排水処理の適正化

公共下水道サービスが不十分な市街地郊外では、進出企業が計画的に立地されていないことなどから、産業排水の処理は、それぞれの企業に委ねています。

このため、企業誘致にあたっては、排水の共同管理や日出町によるモニタリング環境の向上などを睨み、工場立地を推進するエリアを設置するなど、集約的な工場立地を推進します。



川崎工業団地

2.4.5 市街地の整備方針

1) 基本的な考え方

様々な都市機能がバランス良く配置された効率的でコンパクトな市街地を形成するため、無秩序な開発による市街地の拡大を抑制するとともに、快適な居住環境の確保に向け、日出町の歴史・文化資源や、交通の利便性など、町の特性を活かし、既存ストックを活用した市街地の整備充実を目指します。

2) 市街地整備の方針

○ 陽谷駅周辺の活性化

古くより都市機能が集積している陽谷駅周辺の中心市街地においては、都市拠点としての活力を再生するため、ハード及びソフト両面からの総合的なまちづくりについて検討します。

日出地区の歴史的景観を形成している地区については、街並みの再生、商業施設などの再整備、歩行環境の見直しなどを推進することにより、魅力向上を図るとともに、空き家や低・未利用地の利活用による定住化を促進します。



仁王地区

○ 良好な市街地環境の形成に向けた整備

中心市街地縁辺部など、建築物が密集し、あるいは狭い道路が入り組んだ防災面で課題の多い市街地については、住環境整備事業などの面的整備の活用による生活環境の改善に努めます。

また、市街地整備にあたっては、地区計画制度導入などの規制・誘導手法についても併せて活用することで、秩序ある土地利用形成や良好なまち並み形成を促進します。



住宅の建て詰まり

○ 土地利用混在地区の居住環境向上

都市計画区域内のまとまりある農地については、優れた田園景観を有しており、また、防災のための都市緑地としての機能も併せ持っていることから、住宅集積地からのにじみ出しを防止し、良好な市街地環境の形成の観点から保全も視野に入れつつ、用途地域の指定や形態規制による適切な土地利用の規制・誘導を検討し、良好な市街地形成に努めます。



土地利用混在地

都市計画区域外においては、都市計画区域内の土地に比較して、開発抑制の規制が緩やかで、土地利用の混在が起りやすいため、準都市計画区域の指定や形態規制による制限等、土地利用の整序及び環境の保全が必要なエリアの明確化や、開発の抑制や誘導を図るための手法を検討します。

2.4.6 自然環境・都市環境・景観の保全・形成の方針

1) 基本的な考え方

日出町特有の歴史的景観や市街地を取り囲む自然的景観、田園景観を保全するための規制・誘導のほか、利便性の高い市街地の整備や建築物の規制・誘導などによる良好なまち並みの保全・形成など、町全体が調和のとれた景観の保全・形成に取り組みます。

2) 自然環境・都市環境・景観の保全・形成の方針

○地域特性を活かしたまちの魅力向上

歴史的、文化的資源が集積し、日出町の歴史を特徴づける日出城址周辺地区については、景観計画の策定検討、また、地区計画制度の導入を検討するなど、歴史的なまちなみの保全・形成に努めます。



日出小学校前

○自然的景観の保全

市街地周辺を取り巻く集落や田園の風景、緑のシンボル拠点である鹿鳴越(かなごえ)連山をはじめとする山々の風景、別府湾沿岸等の水辺の風景など、日出町の特徴的な原風景ともいえる良好な自然的景観については、田園の有効活用や都市計画制度の活用などの適切な規制方策の運用により、その保全に努めます。



別府湾

○水源地の保全

豊岡地区にある国有林(69.59ha)は全て、水源涵養林に指定されています。このほか、大字藤原、南畑、豊岡の民有林の一部(330ha)においても水源涵養保安林が指定されています。

これらは、日出町の上水道の水源にもなっていることから、その水質を左右する森林は、町民生活に直接影響する重要な自然環境といえます。

このため、関係機関と連携し、水源涵養林の保全を図り、今後とも安全、かつ安定した水の供給が図れるよう、森林の保全に努めます。



山田湧水

資料：大分北部国有林の地域別の森林計画書(計画期間：H26年度～H35年度)
大分北部地域森林計画書 (計画期間：H31年度～H40年度)

○まちなか景観の適切な誘導

住宅地をはじめとする既成市街地や新たな市街地においては、土地や建築物の規制・誘導などにより、良好な市街地としてのまち並みの保全・形成を図ります。

道路や公園などの主要な都市施設については、その新設や再整備に併せて、それぞれの施設の性格を踏まえた景観形成に努めます。

良好な景観の阻害要素となる屋外広告物については、大分県屋外広告物条例に基づいた適切な規制・誘導に努めます。

また、これらの良好な景観の維持・形成にあたっては、地区計画や建築協定、風致地区、景観計画などの規制・誘導方策の適用について、住民参加による検討を促進します。



役場前商店街

【大分県屋外広告物条例による禁止地域等】

- 禁止地域等とは、良好な景観の形成又は風致の維持の観点から、屋外広告物の表示等を禁止している地域又は場所であり、以下の地域又は場所では、原則として広告物を設置・表示することはできない。なお、禁止地域を除き、日出町全域が許可地域に指定されている。

出典：大分県屋外広告物の手引き(大分県 H28.3 現在)

- ① 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区
- ② 準景観地区のうち知事が指定する区域
- ③ 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域
- ④ 市民農園の区域
- ⑤ 文化財保護法により指定された建造物及びその敷地
- ⑥ 大分県文化財保護条例により指定された建造物及びその敷地
- ⑦ 名所、旧跡の風致の保存を目的とした保安林のある地域
- ⑧ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ⑨ 保存樹林(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律により指定)のある地域
- ⑩ 道路及び鉄道等で知事が指定する区間
- ⑪ 道路及び鉄道等から展望することができる地域で知事が指定する地域
- ⑫ 都市公園及び公園又は緑地の区域
- ⑬ 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- ⑭ 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- ⑮ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公衆便所の建造物並びにその敷地
- ⑯ 古墳、墓地、火葬場
- ⑰ その他知事が特に指定する地域又は場所

大分県屋外広告物条例には、設置できる広告物の基準のほか、禁止地域などに関係なく、適用除外広告物や禁止物件、禁止広告物などが定められています。

2.4.7 安全・安心なまちづくりの方針

1) 基本的な考え方

近年、頻繁に発生している集中豪雨などによる土砂災害や、近い将来、発生が予測される南海トラフなどの地震災害、その他の災害から、町民の生命と財産を守り、安心した暮らしが実現できるよう、災害時の避難救護活動が円滑に行えるような対策を防災行政と協力しながら、ハード及びソフト両面から推進することで、日出町の防災力の向上を目指します。

2) 安全・安心なまちづくりの方針

○都市施設の整備

災害時の避難路や緊急輸送路となる重要な道である国道や県道、都市計画道路等の幹線道路については、既設道路の維持管理を行うとともに、国や県と連携し、未整備箇所の整備を推進し、災害時の円滑な交通の確保に努めます。

このほか、道路改良事業や面的整備手法などの活用により、緊急避難場所となる道路・公園などの公共空間や浸水被害に対応するための雨水排水施設の整備推進など、様々な都市計画手法等の運用により、災害に強い都市施設の確保に努めます。

○山林、河川、海岸などの保全

日出町は、近年大きな災害は発生していませんが、地震や風水害に対し、町民の生命や財産を守り、安全、安心に暮せる生活環境を確保する必要があります。

このため、市街地を取り巻く山地部については、山地災害を防止するために適切な保全を図りつつ、土石流危険箇所や急傾斜地崩壊危険箇所においては、災害防止のための安全対策を促進します。

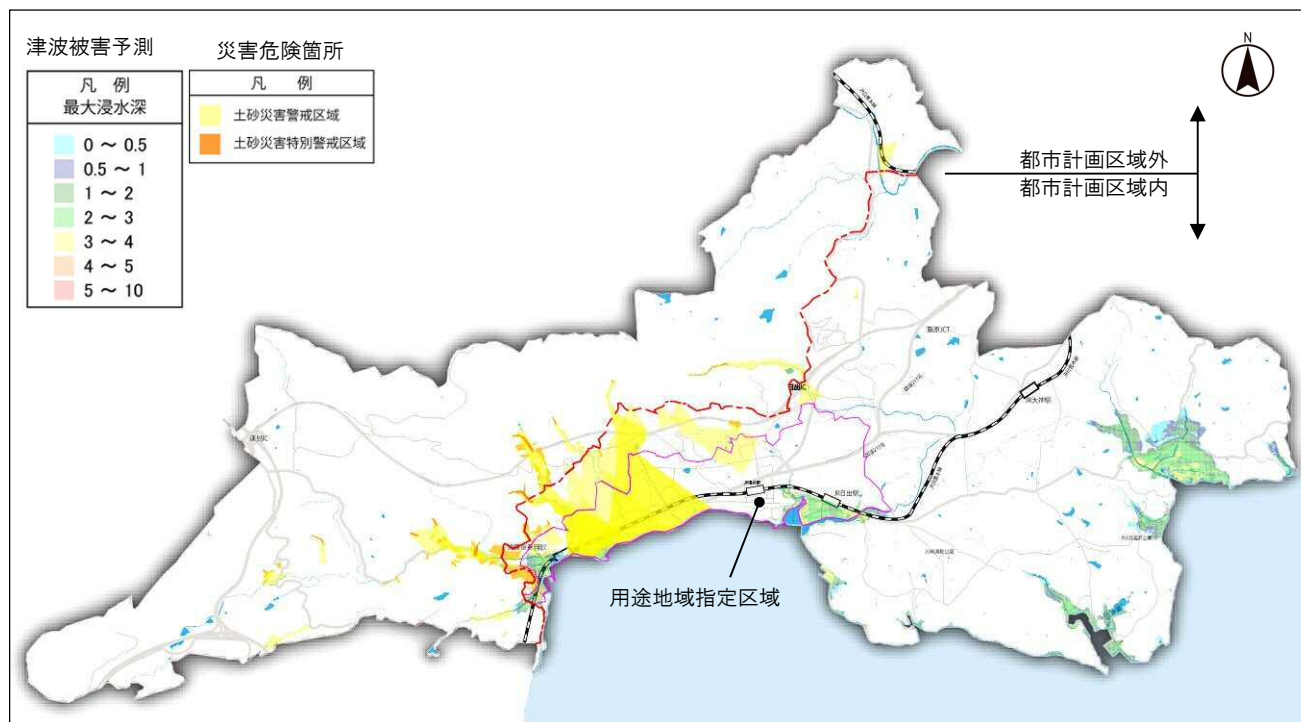


図 2.4.4 自然災害による被害発生予測

○建築物等の耐震化

地震による建築物の倒壊や火災発生時の延焼などを予防するため、既存建築物の耐震診断や耐震改修を促進します。

また、上下水道施設などのライフラインの耐震性の強化に努めます。



日出中学校

○防犯対策

安心して生活できる環境づくりを行うためには、町、警察、消防、そして地域が連携した防犯対策が重要です。そのためには、地域住民一人ひとりの防犯意識の向上や、地域の防犯組合と連携したパトロールの実施、空き家の適正管理の指導等のソフト面での対策を推進するとともに、地域を最もよく知っている住民が中心となって防犯灯や防犯カメラの整備と機能管理を行うなど、犯罪を未然に防止するよう努めます。



町民パトロール

2.4.8 福祉のまちづくりの方針

1) 基本的な考え方

高齢者や障がい者などを取り巻く生活環境の変化や、社会参加への意欲の高まりの中で、暮らしの様々な場面で、誰もがいきいきと活動できるよう、ユニバーサルデザインの導入による都市のバリアフリー化を目指します。

2) 福祉のまちづくりの方針

○歩行者空間の確保

歩道幅員の確保、歩道勾配の緩和、段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などにより、高齢者や障がい者などが快適に通行できるよう、すべての人にやさしい歩道整備を推進します。



バリアフリー（暘谷駅周辺）

○交通環境の整備

公共交通機関を利用した移動の利便性の向上を図るため、関係機関や交通事業者と協力して、駅などにおけるエレベーターの設置や低床バスの導入など、より一層のバリアフリー化を促進します。



バリアフリー（暘谷駅）